

事業系ごみの 適正処理マニュアル

事業系ごみの減量にご協力ください！！



本市でも多くの事業系ごみが発生しており一層の減量化と再資源化への取り組みが必要な状況となっています。

限りある資源を有効に活用するためにも、もう一度ごみの処理方法を見直し、ごみの減量化と再資源化にご協力をお願いします。



●この冊子の内容●

1	事業系ごみについて	1
	・「事業系ごみ」ってなに？	1
	・事業系ごみは、責任を持って処理しましょう！	1
	・産業廃棄物種類一覧表	2
2	桐生市のごみの現状について	3
3	ごみの減量は、3Rと適正処理	4
4	事業系ごみ処理の概略図	5
5	事業系ごみの処理方法	6
	・事業系一般廃棄物の分別	6
	・産業廃棄物の分別	7
	・事業系ごみの搬出場所等について	8
6	資料編	11
	・雑がみの分別について	11
	・その他のごみ	12

桐生市

令和2年度発行

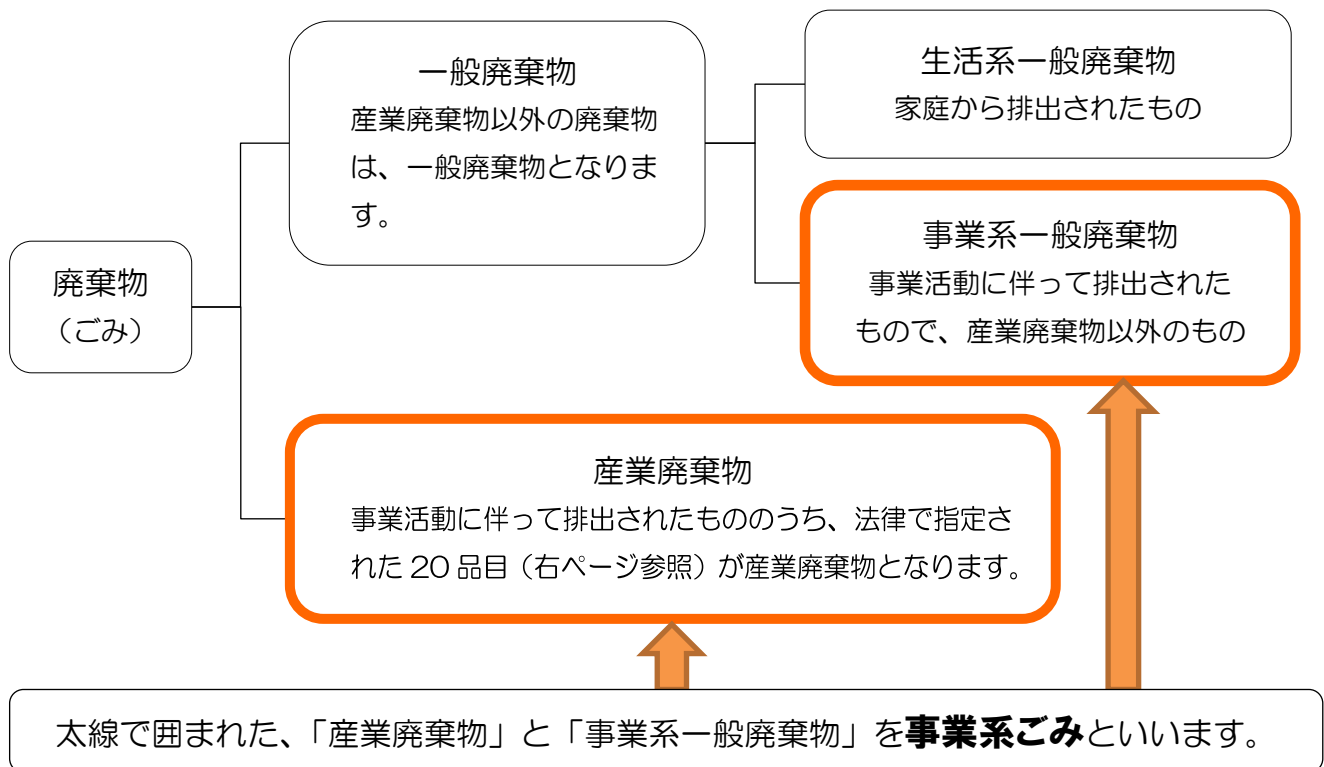
1 事業系ごみについて

「事業系ごみ」ってなに？

まず、廃棄物（ごみ）は「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に分けられます。

さらに、一般廃棄物は「生活系一般廃棄物」と「事業系一般廃棄物」に分類されます。

このうち、事業所から発生した廃棄物である「事業系一般廃棄物」と「産業廃棄物」のことを、「事業系ごみ」と呼んでいます。



事業系ごみは、責任を持って処理しましょう！

事業活動に伴って発生するごみは、地域のごみステーションへ搬出することができません。
自らの責任で、適正な処理が必要となりますので、ご協力をお願いします。

商店、スーパー、飲食店、工場、事務所等営利目的のところだけでなく、病院、学校も含め、事業活動に伴って発生したすべての「ごみ」は「排出者」に、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や「桐生市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」で次のような責務があると定められています。

- 事業活動に伴って生じる廃棄物は、自らの責任で適正に処理する
- 再生利用等を積極的に行い減量化に努める
- 製造、加工、販売で発生する廃棄物の処理が困難にならないようにする
- 国や県、市の施策に協力する

不法投棄はぜったいダメ！！（廃掃法第 25 条、第 32 条）
不法投棄をおこなった人には、5 年以下の懲役、もしくは、
1000 万円以下の罰金、または、この両方が科せられます。
法人に対しては 3 億円以下の罰金が科せられます。



産業廃棄物種類一覧表

次のNo1～12の品目が事業者から排出された場合、すべて産業廃棄物となります。

No.	品目	詳細
1	燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他焼却残さ
2	汚泥	排水処理後および各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥等
3	廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチ等
4	廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等すべての酸性廃液
5	廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等すべてのアルカリ性廃液
6	廃プラスチック	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）等固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
7	ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
8	金属くず	鉄鋼または非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等
9	ガラスくず コンクリートくず 陶磁器くず	ガラス類（板ガラス等）、製品の製造過程等で生ずるコンクリートくず、インターロッキングブロックくず、レンガくず、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず等
10	鉱さい	鋳物廃砂、電炉等溶解炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かす等
11	がれき類	工作物の新築、改築または除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物
12	ばいじん	大気汚染防止法のばい煙発生施設、産業廃棄物焼却施設の集じん施設によって集められたばいじん

No13～19の品目が太枠内の事業者から排出された場合、産業廃棄物となります。

それ以外の事業者から排出された場合、一般廃棄物となります。

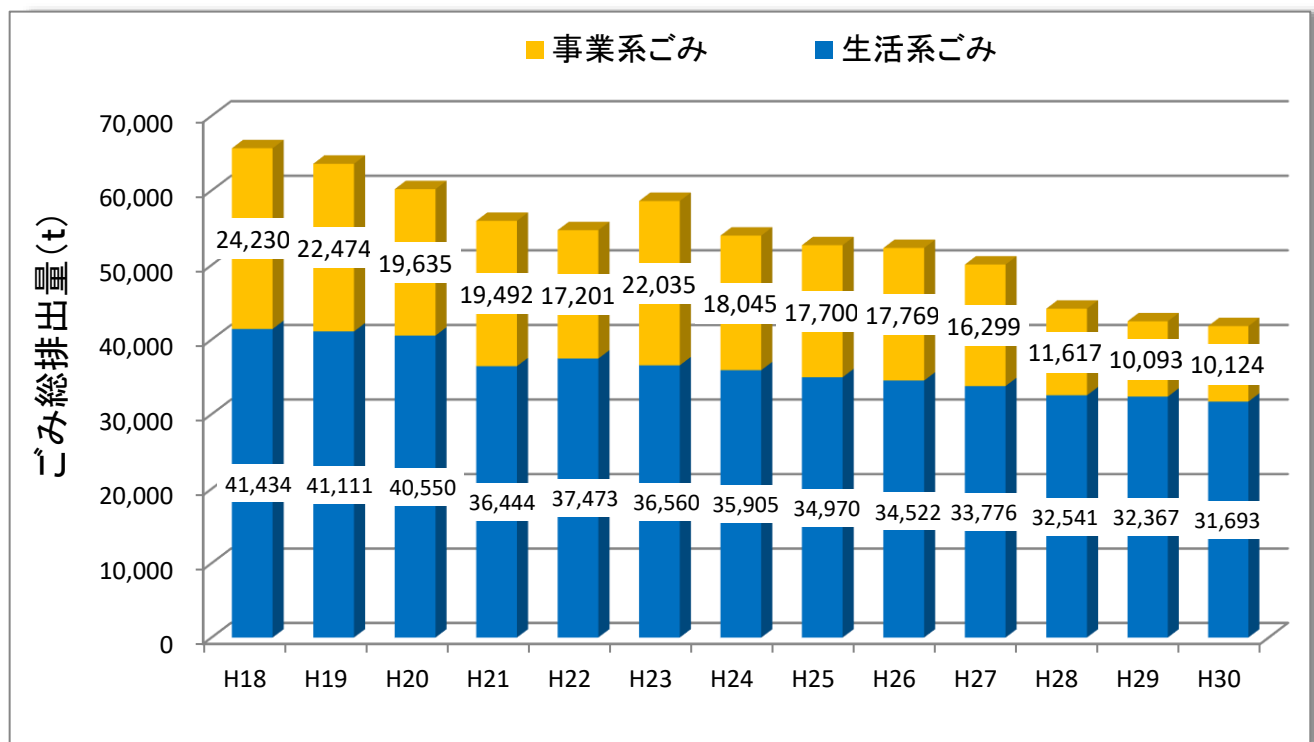
No.	品目	事業者	詳細
13	紙くず	建設業	新築、改築、増築、除去等に伴う紙くず
		紙・紙加工製造業、印刷出版業	紙、板紙のくず等
14	木くず	建設業	新築、改築、増築、除去等に伴う木くず
		木材・木製品製造業、パルプ製造業	木材片、おがくず、かんなくず等
		物品賃貸業	不要な木製家具等
		全業種該当	貨物の流通に使用した木製パレット、梱包木材
15	繊維くず	建設業	新築、改築、増築、除去等に伴う繊維くず
		繊維工業（縫製を除く）	木綿、羊毛等の天然繊維くず
16	動植物系残さ	食料品・医薬品・香料製造業等	豆腐製造業のおから、醸造かす等
17	動物系固形不要物	と畜場、食鳥処理場	牛、豚、食鳥等の不可食部分等の不要物
18	動物のふん尿	畜産農業、畜産類似業	牛、馬、豚、にわとり等のふん尿
19	動物の死体	畜産農業、畜産類似業	牛、馬、豚、にわとり等の死体

20	産業廃棄物を処分するために処理したもの	産業廃棄物を処分するために処理したもので、1～19のそれぞれに該当しないもの（コンクリートの固化物、灰の熔融固化物等）	
----	---------------------	---	--

2 桐生市のごみの現状について

下記のグラフは、本市のごみの排出量を表しています。（産業廃棄物は含まれません）

平成 30 年度のごみ排出量は、1 年間で 41,817 トンですが、このうちの 24.2%にあたる 10,124 トンが事業系ごみで占められています。



本市の平成 30 年度の 1 人 1 日あたりのごみ排出量は、下記の表のとおりとなっています。

最終処分場の延命化や大切な資源を守るためにも、ごみの減量化が必要です！

◇1 人 1 日あたりのごみ排出量の内訳

平成 30 年度実績(全体)

順位	市町村名	1 人 1 日あたり 排出量 (g/人・日)
1 位	前橋市	914g
2 位	安中市	960g
3 位	高崎市	962g
4 位	伊勢崎市	967g
5 位	みどり市	971g
6 位	館林市	975g
7 位	太田市	1,002g
8 位	富岡市	1,017g
9 位	桐生市	1,019g
10 位	沼田市	1,104g
11 位	渋川市	1,153g
12 位	藤岡市	1,174g



平成 30 年度実績(生活系)

順位	市町村名	1 人 1 日あたり 排出量 (g/人・日)
1 位	太田市	695g
2 位	みどり市	721g
3 位	高崎市	724g
4 位	前橋市	735g
5 位	館林市	761g
6 位	安中市	770g
7 位	桐生市	772g
8 位	伊勢崎市	773g
9 位	富岡市	782g
10 位	渋川市	808g
11 位	沼田市	822g
12 位	藤岡市	928g

平成 30 年度実績(事業系)

順位	市町村名	1 人 1 日あたり 排出量 (g/人・日)
1 位	前橋市	179g
2 位	安中市	190g
3 位	伊勢崎市	194g
4 位	館林市	214g
5 位	富岡市	235g
6 位	高崎市	238g
7 位	藤岡市	246g
8 位	桐生市	247g
9 位	みどり市	250g
10 位	沼田市	283g
11 位	太田市	307g
12 位	渋川市	346g

※1 人 1 日あたりのごみ排出量の計算方法…ごみ総排出量÷総人口÷年間日数

3 ごみの減量は、3Rと適正処理

ごみの減量ポイントは「3R」と「適正処理」の励行です。

3R とはリデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）のことです。まずは、ごみを出さないように工夫してみましょう。

3R～スリーアール～

Reduce リデュース -発生抑制-

- ・印刷物を控えるため電子データを積極的に使用し、資料をコピーするときは両面を使う。
- ・紙コップや割りばしなど、使い捨て製品の使用を控える。

Reuse リユース -再使用-

- ・空き封筒を再利用する。
- ・ごみにする前に、何かに利用できないか考える。

Recycle リサイクル -再生利用-

- ・リサイクル製品を使うようにする。製造業であれば、積極的にリサイクル製品を作る。
- ・きちんと分別し、再生資源は回収業者（8 ページ参照）へ引き渡す。

しっかり3Rを行った後、どうしても捨てなければならないものは、適正に処理しましょう。事業所から排出されるごみは「事業系一般廃棄物」または、「産業廃棄物」に分けられます。それらを正しい処理方法で処分して、「再生資源」としてリサイクルできるものは、しっかりと分別することが大切です。

ごみの減量とリサイクルの効果

ごみを減らし、リサイクルを推進することで、次のような効果が期待できます。

企業のイメージアップ！

- ・CSR（企業の社会的責任）活動の一部となり、企業ブランドの向上などにつながります。

コストの削減！

- ・これまでごみとして出していた古紙やアルミ缶などを、再生資源として分別してリサイクルすることで、ごみ処理にかかるコストを削減できます。

従業員の意識改革！

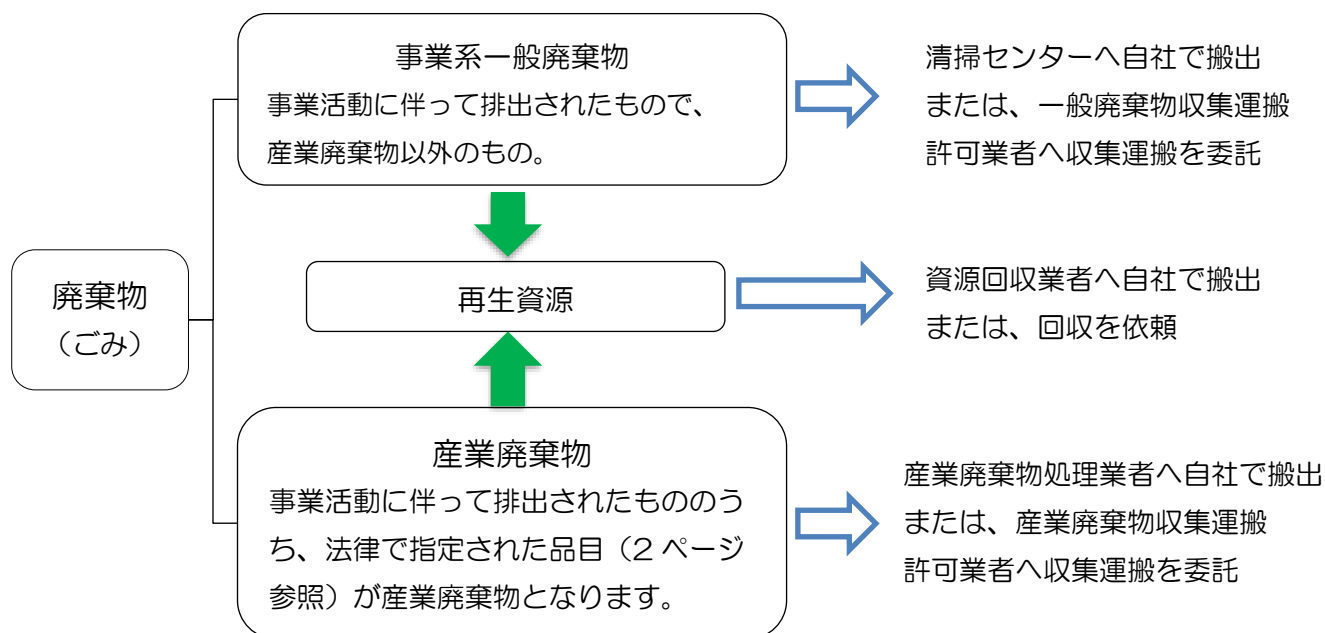
- ・ごみを出さない職場・製品づくりを目指すことで、職場環境が向上し、従業員の意識改革が図れます。

4 事業系ごみ処理の概略図

事業所から排出されるごみの適正な処理方法をご紹介します。

処理の概略図

事業系ごみは下記の図のような流れで処理をしてください。



※事業系ごみを無許可業者へ委託すると罰則が科せられますのでご注意ください。

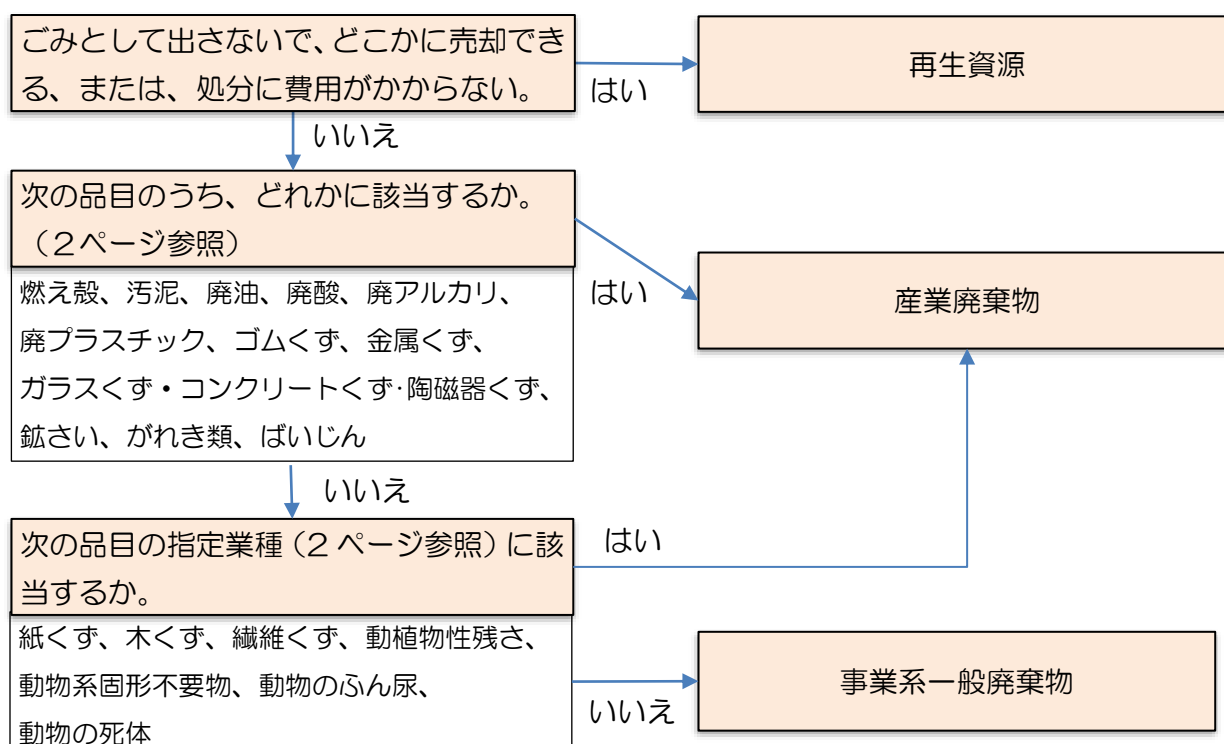
（5 年以下の懲役、もしくは、1000 万円以下の罰金、または、この両方。

法人に対しても同様の罰金が科せられます。）



事業系ごみの種類判別チャート

排出されたごみが、上の図のどこに当てはまるのか分からない場合、このチャートを参考にしてください。



5 事業系ごみの処理方法

事業系一般廃棄物

事業所から排出されるごみで、産業廃棄物以外のもの。

再生資源となるものは、資源回収業者へ搬出してください。（8 ページ参照）

事業系ごみは、ごみステーションに出すことはできませんのでご注意ください！

産業廃棄物

産業廃棄物処理業者へ搬出してください。

桐生市清掃センターへは搬入できませんのでご注意ください！

事業系一般廃棄物の分別

◇ 古紙

◆新聞、チラシ、雑誌、段ボール、紙パック、コピー用紙、雑がみなど

※雑がみについては資料編をご覧ください

搬出場所 ⇒ 資源回収業者 または 桐生市清掃センター



建設工事等に係る紙くずや、製紙、出版、印刷物加工業等から生じた紙くずは、産業廃棄物です。

◇ 古布

◆ウエス・軍手・制服・作業服など

※汚れがひどいもの、破れているものは、

リサイクルできませんので、桐生市清掃センターへ

搬出場所 ⇒ 資源回収業者 または 桐生市清掃センター



建設工事等に係る繊維くずや、繊維工業等から生じた繊維くずは、産業廃棄物です。

◇ 草木類・木くず

◆せん定枝葉・刈草・木製家具など

搬出場所 ⇒ 桐生市清掃センター



建設工事等に係る木くずや、木材又は木製品製造業、物品賃貸業等から生じた木くず、木製パレットは、産業廃棄物です。

◇ 生ごみ

◆食品の食べ残し、食品の売れ残り、調理残さ、魚あらなど

搬出場所 ⇒ 桐生市清掃センター



食料品製造業から生じた食品の原料や、かすは、産業廃棄物です。

産業廃棄物の分別

下記は産業廃棄物の一例です。

✧ 廃油

◆機械油、食用油など

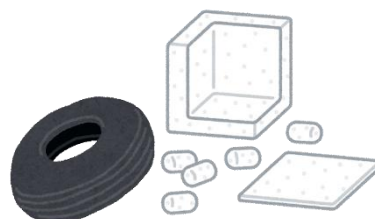
搬出場所 ⇒ 産業廃棄物処理業者 または 油回収団体（食用油の場合）



✧ 廃プラスチック

◆発泡スチロール、トレイ、原料等の包装ビニール、
プラスチック容器、タイヤ、長靴、農業用ビニール、
CD、DVD、化学繊維製品、結束バンド、
ペットボトル、石油製品全般など

搬出場所 ⇒ 産業廃棄物処理業者



✧ 金属くず

◆鉄鋼または非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず、
ハサミや刃物、缶類、スプレー缶、バインダーの金具、
金属製机、棚など

搬出場所 ⇒ 産業廃棄物処理業者



✧ ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず

◆レンガくず、石膏ボード、セメントくず、モルタルくず
ガラスのコップ、陶器の茶碗、蛍光灯、びんなど

搬出場所 ⇒ 産業廃棄物処理業者



✧ 電池、バッテリー

◆乾電池、ボタン電池、バッテリーなど

搬出場所 ⇒ 産業廃棄物処理業者



事業系ごみの搬出場所等について

◇ 再生資源の搬出場所

再生資源は、資源回収業者へ売却、または無料で引渡しすることができるので、処理費用の削減につながります。（※市況の変動によって、無償・逆有償の場合もあります。）

桐生市・みどり市内で、事業所からの有価物引き取りに対応している資源回収業者をご紹介しますので、ぜひご活用ください。

自社で運搬するのが難しい場合、回収に来てくれる業者もありますので、各業者へお問い合わせください。

○資源回収業者一覧（詳しくはお問い合わせください）

業者名	電話番号	住所	古紙	繊維類	アルミ類	金属類	びん類
(有)松橋商店	0277-76-6458	みどり市笠懸町鹿 2451	○	○	○	○	○
中藤商店	0277-44-5224	桐生市浜松町 2-7-32	○		○	○	○
青鹿商店	0277-44-4643	桐生市仲町 3-6-26	○		○	○	
(株)ナカシゲ	0277-44-7555	桐生市境野町 7-2	○		○	○	
(株)藤田商店	0277-43-5283	桐生市境野町 7-1813-57	○	○	○	○	○
(有)黒万商店	0277-45-2232	桐生市東 5-2-27					○
後藤商店	0277-44-3345	桐生市東 5-1-30					○
(有)おぎいち商店	0277-72-2118	みどり市大間々町桐原 762-1	○		○	○	
(有)武井酒店	0277-74-0211	桐生市新里町新川 3977-8					○
ワイソフト・ハセガワ	0277-22-4650	桐生市宮本町 1-7-25					○
(有)黒澤商店	0277-70-1010	みどり市大間々町大間々841	○			○	
(株)山極	0277-78-2741	太田市大原町 82-5				○	
(株)萩原商店	0277-76-0798	みどり市笠懸町鹿 4846-1				○	
井筒屋支店	0277-72-4486	みどり市大間々町大間々1711-7					○
(有)伊仙	0284-71-2718	栃木県足利市新宿町 775			○		
(有)若木屋酒店	0277-44-4661	桐生市仲町 3-12-31					○
(株)高美城商貿	0277-32-3421	桐生市新里町赤城山 919-225			○	○	

※この一覧表は、桐生市再生資源集団回収事業の実績業者（令和元年度）をもとに掲載していますので、すべての業者を掲載しているものではありません。

※繊維類につきましては、令和2年6月より当面の間、引き取りを休止しております。

☆品目ごとの詳細☆

古紙：新聞・雑誌・段ボール・雑がみ・紙パック

繊維類：古着・古布等

アルミ類：アルミ缶等

金属類：スチール缶等

びん類：酒瓶等

○単価について

再生資源の売却単価は下記の表を参考にしてください。

品目	新聞紙	雑誌類	段ボール	雑がみ	紙パック	繊維類	アルミ缶	スチール缶	金属	その他の	酒びん	ビールびん	ケース
単価 (円/ kg)	0~5	0~3	0~5	0~7	0~1	0~1	30~ 93.6	0~ 10	1~ 290	0~5	0~5	0~ 200	

この表は、令和元年度の桐生市再生資源集団回収事業の実績報告書（令和2年1月～3月分）をもとに作成したものです。実際の売却単価は、資源回収業者に確認してください（※市況の変動によって、無償・逆有償の場合もあります）。

☆ 事業系一般廃棄物の搬出場所

事業系一般廃棄物は、桐生市清掃センターへ搬出することができます。以下の注意事項をご確認の上、搬出をお願いします。

受け入れ可能な地域は、桐生市、みどり市、伊勢崎市赤堀地区です。

持ち込む際には、**他市とのごみは混載しない**でください。特に、本社と支店（営業所等）が、受け入れ可能な地域であっても、同じ市ではない場合は混載しないでください。

桐生市清掃センター

＊住所＊

桐生市新里町野 461

＊電話＊

0277-74-1010

＊ファクシミリ＊

0277-74-1011



自社で搬出が難しい場合、一般廃棄物収集運搬業許可業者への委託をお願いします。
許可業者の一覧表は清掃センターへお問い合わせいただくか、市のホームページをご覧ください。

●桐生市ホームページ <http://www.city.kiryu.lg.jp/>

一般廃棄物収集運搬業許可業者の掲載場所

トップページ > くらし・手続き > 環境・自然・ごみ > 循環型社会の構築（ごみ・リサイクル） > 一般廃棄物収集運搬業及び浄化槽清掃業許可業者一覧



◇ 産業廃棄物の搬出場所

ここで紹介する業者・品目は一部です。その他の業者・品目については「群馬県産業廃棄物情報サイト」をご覧ください。

URL <http://www.gunma-sanpai.jp/>



産業廃棄物処理業者

	廃プラスチック類	木くず		繊維くず	がれき類	金属くず
	PP 製品 梱包材・緩衝材 発泡スチロール スポンジ材 塩ビ製品 ペットボトル	木材 (混合物)	木製品 (家具など)	畳	コンクリートから 陶磁器くず ガラスくず 石膏ボード	金属
(株)中太商店 TEL 0277-53-6611 桐生市広沢町 6-938-1	○				※1	○
(株)ナカシゲ TEL 0277-44-7555 桐生市境野町 6-511-1	○	○	○	○	○	○
(株)藤田商店 TEL 0277-43-5283 桐生市境野町 7-1813-57						○
(株)佐伯商事 TEL 0277-96-3331 桐生市黒保根町下田沢 1900-813	○	○	○	○	○	○
(株)両毛資源開発 TEL 0277-55-6077 桐生市相生町 3-547-1	○	○	○	○	○	○
(株)ナカダイ TEL 0272-66-5103 群馬県前橋市駒方町 1326	○	○	○	○	○	○
(株)テシマ TEL 0272-88-5819 前橋市富士見町小暮 295-13	○	○	○	○	○	○
(株)上毛資源 TEL 0272-12-3311 前橋市鳥取町 159-3	○	○	○	○	○	○
(株)針谷化成 TEL 0276-31-4972 群馬県太田市西新町 15-6 ㊦ 15-7	○					

※1 陶磁器くずとガラスくずのみ受入可能。

建設・改築・解体などの工事で発生するごみは産業廃棄物です。産業廃棄物は産業廃棄物処理業者へ依頼してください。

産業廃棄物の処理には**マニフェスト**と**委託契約**が必要です。処理を依頼する際には、**事前に電話連絡及び各業者のホームページ等で受け入れ条件を確認**してください。

上記一覧は、群馬県から処分許可を取得している業者の一部を掲載しています。詳しくは、群馬県廃棄物・リサイクル課(TEL027-226-2861)にお問い合わせください。

【関連情報】群馬県産業廃棄物情報サイト <http://www.gunma-sanpai.jp/>

雑がみの分別について

雑がみとは、新聞紙・雑誌・段ボール・紙パック以外のリサイクルできる紙類のことです。

具体的には、紙箱・包装紙・トイレットペーパーの芯などがあります。

ビニールコーティングがされている紙、感熱紙等は特殊な加工がされているため、雑がみにはなりません。

下記に詳しい分類をご紹介します。

雑がみは、紙袋に入れて出すことで、そのままリサイクルできますので、資源回収業者へ排出してください。



○雑がみになる紙類



○以下のような紙はリサイクルできません。可燃ごみとして搬出してください。



雑がみは、事業系一般廃棄物として、焼却処分されてしまいがちです。しっかり分けて集めれば、資源としてまだまだ活用できるものですから、オフィスで話し合って「雑がみ置き場」を作ってみてはいかがでしょうか？

その他のごみ

☆ 家電（家電リサイクル対象物）

◆家庭用のテレビ、冷蔵（冷凍）庫、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機



家電4品目は、家電小売店に引き渡すか、リサイクル券を購入して指定引取場所に自己搬入し、処理してください。

指定引取場所

（株）藤田商店 桐生市境野町7丁目1813-57 電話：0277-43-5283

三共運送（株）藪塚倉庫 太田市大原町2260 電話：0277-78-7559

情報サイト

一般財団法人 家電製品協会 家電リサイクル券センター

URL <http://www.rkc.aeha.or.jp/>



☆ 小型家電

◆携帯電話、PHS、スマートフォン、電卓、デジタルカメラ
ビデオカメラ、電子辞書、小型ゲーム機、電話機、ファクシミリ
リモコン、携帯音楽プレーヤー（ヘッドホン、イヤホンを含む）
ポータブルカーナビ、ACアダプター、ノートパソコン（PCリサイクルマークのあるもの）
ラジオ、カーナビ等



小型家電認定事業者へ引き渡してください。

情報サイト

環境省・小型家電リサイクル関連

URL <http://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/>



☆ パソコン

◆パソコン、ディスプレイ



メーカー受付窓口、またはパソコン3R推進協会にお問い合わせください。

パソコン3R推進協会 電話 03-5282-7685

URL <http://www.pc3r.jp/>



問い合わせ

●桐生市 市民生活部 清掃センター

住所：桐生市新里町野 461 番地

電話：0277-74-1010